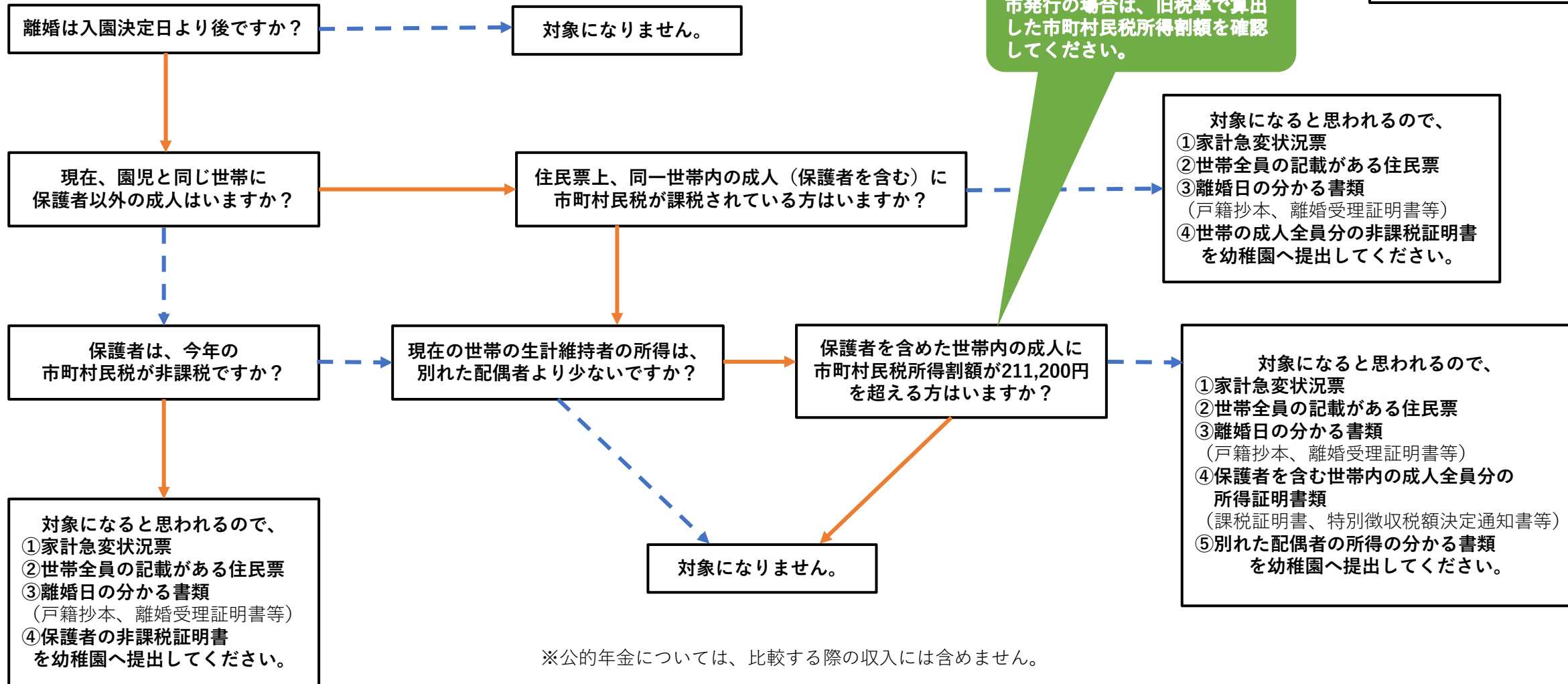
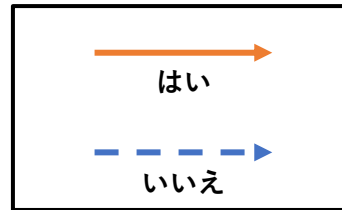


家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート（離婚の場合）

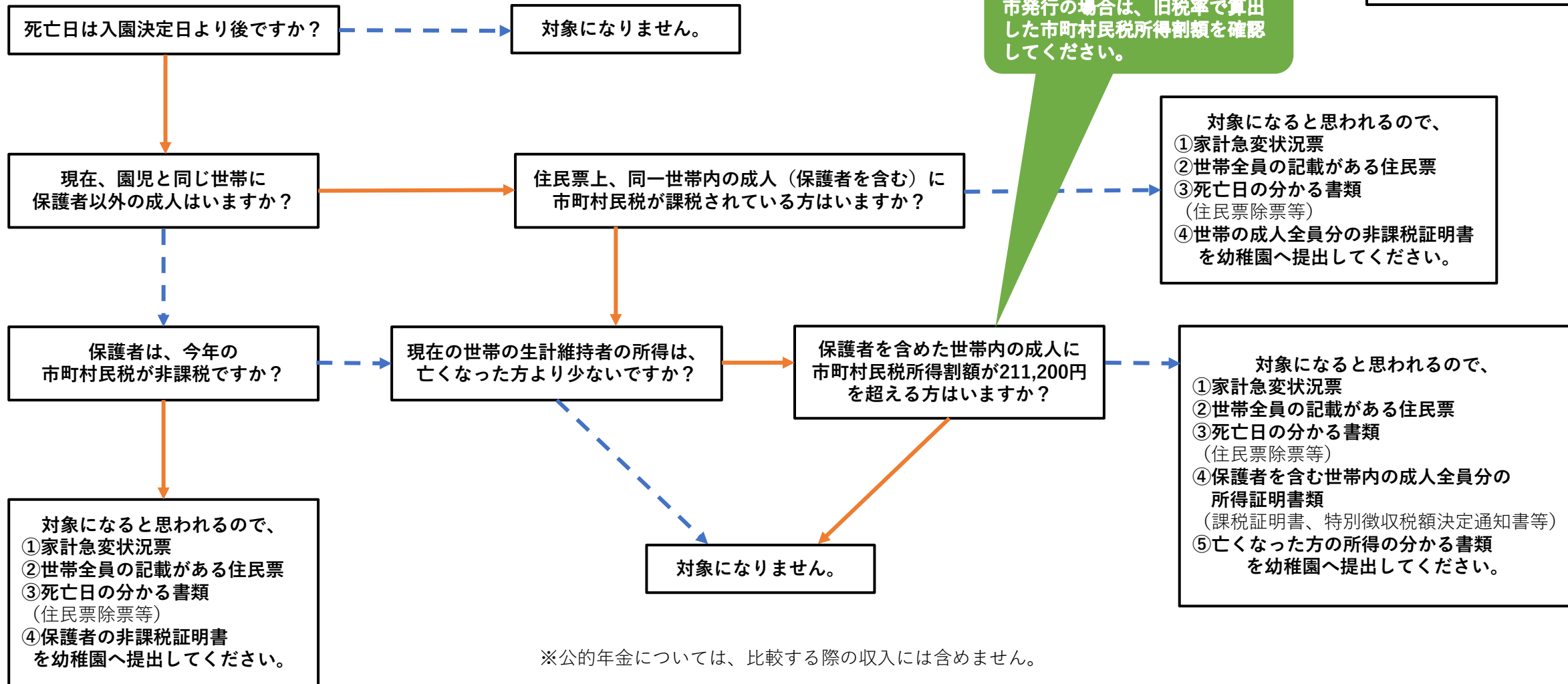
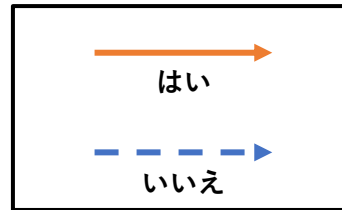
※令和7年度は、令和6年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。
 ※当年度の保育料（＋入園料を月数で割った金額）が、
 無償化上限額（月額25,700円）の範囲内である場合は、対象になりません。



家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート（死亡の場合）

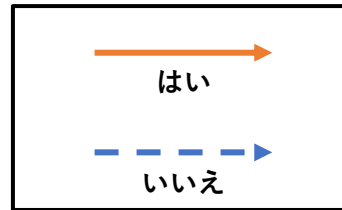
※令和7年度は、令和6年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※当年度の保育料（＋入園料を月数で割った金額）が、
無償化上限額（月額25,700円）の範囲内である場合は、対象になりません。



家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート（失業の場合）

※令和7年度は、令和6年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。
※当年度の保育料（＋入園料を月数で割った金額）が、
無償化上限額（月額25,700円）の範囲内である場合は、対象になりません。



失業は入園決定日より後ですか？

対象になりません。

現在、同じ世帯の中で失業した方以外に市町村民税が課税されている方はいますか？

市町村民税が課税されている方の所得は、失業した方の所得よりも少ないですか？

市町村民税が課税されている方で市町村民税所得割額が211,200円を超える方はいますか？

対象になりません。

対象になると思われるので、
①家計急変状況票
②世帯全員の記載がある住民票
③失業を証明する書類
（退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票－2等）
④失業者の課税証明書等
を幼稚園へ提出してください。

※さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した市町村民税所得割額を確認してください。

対象になると思われるので、
①家計急変状況票
②世帯全員の記載がある住民票
③失業を証明する書類
（退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票－2等）
④保護者を含む世帯内の成人全員分の所得証明書類
（課税証明書、特別徴収税額決定通知書等）
を幼稚園へ提出してください。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート（その他の場合 例：休職など）

※令和7年度は、令和6年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※当年度の保育料（＋入園料を月数で割った金額）が、
無償化上限額（月額25,700円）の範囲内である場合は、対象になりません。

